

新型コロナウイルス(COVID-19)等の感染症に関する方針

第3報

2020年4月16日

特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター

< 目 次 >

1.	方針の目的・策定方法	1
2.	新型コロナウイルス感染症について	2
	（1）これまでの経緯	
	（2）新型コロナウイルス感染症の特徴	
	（3）国内の流行状況	
3.	感染症の予防	5
	（1）一人ひとりが心掛けること	
	（2）職場の衛生管理	
	（3）業務での留意事項	
4.	感染症の疑いがあるときの対応	8
	（1）判断・受診の目安	
	（2）広島県内の相談窓口	
5.	濃厚接触及び感染したときの対応	10
	（1）スタッフが濃厚接触者となった場合	
	（2）スタッフが感染した場合	
6.	広島県内の状況をふまえた各業務の対応	12
	（1）業務全般	
	（2）幟会館共同事務所、広島県民文化センター 事務所・会議室	
	（3）広島市子育てオープンスペース、環境省 EPO ちゅうごく	
7.	備 考	15
	（1）留意点	
	（2）参考・出典情報	

付 則

1. 方針の目的・策定方法

本方針は、新型コロナウイルス感染症等への対策を図ることを通して、事務局及び各事業所のスタッフとその家族、役員、会員、業務関係者等の安全を守ると共に、組織経営及び業務継続することで、特定非営利活動法人としての社会的責任や団体の存続、従業員の雇用確保を果たすことを目的とします。

なお、本方針の内容は、国及び関係機関等の指針や要望に基づき、事務局及び役員の協議によって検討し策定します。そして、各事務所・業務において、全スタッフや関係者に周知し運用を実施するものとします。また、不測の事態が起こった場合は、速やかに柔軟な対応を行うと共に方針内容の改善を図ります。

2. 新型コロナウイルス感染症について

(1) これまでの経緯

2019年12月に中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の重篤肺炎が発生し、原因として新しいコロナウイルスが検出されました。WHO（世界保健機関）は2020年1月30日（木）に新型コロナウイルスによる肺炎を「国際的に懸念される公衆衛生の緊急事態」と宣言し、日本政府は2月1日（土）に感染症法に基づく「指定感染症」と検疫法の「検疫感染症」に指定しました。これにより疑似症患者や確定患者に対する入院措置や医療費用が公費負担となり、検疫における診察・検査を可能にしました。

WHOは2月11日（火・祝）に新型コロナウイルス感染症を「COVID-19」と命名（新型コロナウイルス名はSARS-CoV-2と表記。）しました。感染が世界中で急速に拡大していることから、WHOは3月11日（水）にパンデミック（世界的流行）を表明し、感染拡大阻止の対策強化を促しています。

日本国内においては、1月15日（水）に最初の感染者が確認された後、4月6日（月）までに、合計44都道府県において合計3,817人の感染者、80人の死亡者が確認されています。

これまで、政府による水際の対策やまん延防止、医療等の提供が行われてきましたが、都市部を中心として、感染源が不明な感染者が増加しており、感染者の爆発的な増加の事態を回避するための行動がより一層求められています。そして、肺炎等の重篤な症例の発症頻度が相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、感染経路が特定できない症例の急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、改正新型コロナウイルス等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、4月7日（火）に緊急事態宣言（実施する区域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県とし、期間は4月7日（火）から5月6日（水・祝）までの1ヶ月間。）が発出されました。

広島県では、3月6日（金）に最初の感染者が確認された後、週末の外出自粛を要請した4月10日（金）時点までは30人だったが、県内各地でのクラスター（集団感染）発生などで、4月16日（木）には合計118人の感染者が確認されています。また、4月13日（月）には、「感染拡大警戒宣言」及び外出自粛要請の平日への拡大に関する知事コメントが発出され、県民に平日・週末とも外出を5月6日（水・祝）まで自粛するよう要請しました。

(2) 新型コロナウイルス感染症の特徴

① 潜伏期間

潜伏期間は1～14日（一般的には5日）とされており、厚生労働省では、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしています。

② 感染経路

一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染となり、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する場合は、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。また、無症候の人からの感染の可能性も指摘されています。

③ 集団感染の共通点

特に、「密閉空間（換気の悪い密閉空間である）」「密集場所（多くの人々が密集している）」「密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）」という3つの条件「3つの密」のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

④ 症 状

感染の報告事例では、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多い。罹患しても約8割は軽症で経過し、感染者の8割は人への感染がない。致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて相当程度高いと考えられており、特に高齢者・基礎疾患を有する人では重症化するリスクが高いことも報告されています。

⑤ 検査体制

海外渡航歴や患者との接触歴がなくても、診察した医師が感染の疑いがあると判断した場合には、咽頭スワブのPCR検査を行うことができます。

⑥ 治療方法

現時点では特異的な治療薬やワクチンは開発されていません。抗菌薬（抗生物質）は予防または治療の手段として使用できません。

(3) 国内の流行状況

下記の表の通り、「新型コロナウイルスの流行段階（フェーズ）／出典：濱田篤郎（東京医科大学）作成の表」を参考に一部加筆し、日本国内の流行状況を5つのフェーズに分け、各フェーズにおける主要な対応をまとめたものです。4月16日（木）時点でフェーズ4（国内流行拡大期）からフェーズ5（国内蔓延期）への移行期にあると考えられ、官民一体となった対応が求められています。

フェーズ	1	2	3	4	5	6
	海外発生期	国内流入期	国内流行早期	国内流行拡大期	国内蔓延期	消退期
流行状況	中国武漢で 流行始まる	国内で感染者確認 (感染経路明らか)	国内で感染者増加 (感染経路不明)	感染者数の急増 (感染経路不明)	感染者数の蔓延 (感染経路不明)	感染者減少
行政	水際対策	水際対策強化 医療機関整備	国内拡大防止 重篤者対応	拡大阻止強化 他人への感染予防 緊急事態宣言の 発出（一部地域）	拡大阻止強化 他人への感染予防 緊急事態宣言の 発出（多数地域）	予防対策の実施
国民		予防対策の実施	予防対策の強化 他人への感染防止	予防対策の強化 他人への感染防止	予防対策の強化 他人への感染防止	予防対策の実施
医療		入院治療	入院治療	医療への負担軽減 軽症者（自宅療養） 重症者（入院治療）	医療への負担軽減 軽症者（自宅療養） 重症者（入院治療）	診療体制の 再構築
社会生活 企業活動			時差通勤・在宅勤務 発熱時は会社・ 学校を休む 集会の自粛	時差通勤・在宅勤務 操業の停止（一部） 疑い時は会社・ 学校を休む 集会・外出の自粛	操業の停止（多数） 交通停止 集会・外出の自粛	社会生活・企業 活動の回復

3. 感染症の予防

(1) 一人ひとりが心掛けること

□日常生活において、バランスのとれた食事、十分な休息や睡眠、マスクの着用等、体調管理や予防に気をつけてください。また、毎日の体温を測り体調の変化を把握しましょう。

□こまめに手洗い・うがい・アルコール消毒（70～80％）を行いましょう。特に、外出先から戻ってきた時や食事前には必ず行ってください。

※アルコール過敏症またはアルコールアレルギーの人には配慮し、石けんでの手洗い等で代替してください。

□咳やくしゃみをする場合には、ティッシュ等で口や鼻を覆い、他者に配慮しましょう。

□感染拡大のおそれがある地域（海外含む）への移動や感染のおそれのある人との接触、不要不急の外出は控えましょう。業務及び日常的にそのリスクがある場合は、プロジェクトマネージャー及び事務局長に事前に情報共有してください。

□スタッフそれぞれの生活・家庭でも感染症の影響があると思います。また、予防した上でも組織内に感染者が発生するかもしれません。お互いを支え合う精神を大切にしながら、業務及び感染症対策に務めましょう。

(2) 職場の衛生管理

□室内の温度・湿度を管理し、こまめに換気しましょう。

□不特定多数の人がよく触る場所（ドアノブ、手すり、テーブル、スイッチ等）は、アルコール消毒液（70～80%）または次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）を用いて、定期的に消毒してください。

□出入口に注意喚起の案内貼紙と消毒液を配置し、来所者への説明及びアルコール消毒等の予防策を実施してください。

※アルコール過敏症またはアルコールアレルギーの人には配慮し、石けんでの手洗い等で代替してください。

□集団感染を防ぐため、「3つの密」（「密閉空間（換気の悪い密閉空間である）」「密集場所（多くの人々が密集している）」「密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）」）を避ける環境を整え、感染機会を低下させるための対策をスタッフ間で検討し実施しましょう。

<取組（例）>

*人が集まる休憩場所やスペースの利用を制限する。

*対面での業務を制限し、電話やメール、WEB会議システムを活用する。

*業務中は、人との距離は2m以上に保つ。

*打ち合わせや会議、行事、懇親会等は延期・中止する。

(3) 業務での留意事項

□不特定多数の人が集まる会議や行事について、出席・催行基準の設定、オンラインでの出席、対策の検討等、業務関係者と十分にコミュニケーションをとりながら調整し判断しましょう。もし出席・催行する必要がある場合は、事前にプロジェクトマネージャー及び事務局長に相談し、厚生労働省が発表する注意事項や感染拡大防止策を徹底することとして、出席者の属性や行程、開催形態等をふまえた上で総合的に判断しましょう。

<感染拡大防止策のポイント>

- * 開催時期の延期や WEB 参加、動画配信等、安全性の高い方法を検討すること。
- * 感染経路の特定に係る出席者の連絡先について把握すること。
- * 不特定多数の人を参集するイベントでは、参加者・スタッフ全員にマスク着用を求め、非着用者には主催者がマスクを提供すること。
- * 会場出入口で、アルコール消毒液等の使用を徹底すること。
- * 発熱等の風邪症状がみられる人の参加自粛を求めること。

□都市圏や感染のおそれのある地域への移動・出張について、事前にプロジェクトマネージャー及び事務局長に相談してください。もしその必要がある場合は、マスク着用や翌日の在宅勤務、経過観察を調整します。

□その他、対応が困難な状況になった場合や不測の事態が発生した場合は、プロジェクトマネージャー及び事務局長と対応方法を検討してください。

4. 感染症の疑いがあるときの対応

(1) 判断・受診の目安

- 発熱等の風邪の症状や体調不良の兆候がある場合（同居する家族等に同様の症状がある場合も含む）は、プロジェクトマネージャー及び事務局長に相談して、自宅待機してください。また、毎日の体温測定を記録すると共に症状を経過観察しておきましょう。

- 勤務中に発熱した場合は、プロジェクトマネージャー及び事務局長に相談し、マスクを着用して帰宅してください。

- 自宅待機後3日以内に解熱した場合、各種薬剤の内服のない状態で、発熱・咳・喀痰・下痢・全身倦怠感などが消失してから48時間以降（症状消失日を0日として3日目以降）を職場復帰の目安としてください。

- 自宅待機後4日経っても解熱しない場合、「風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている」「強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある」の症状がある人は、最寄りの『相談窓口（※「(2) 広島県内の相談窓口」の図を参照。）』や『かかりつけ医（一般診療機関）』に問い合わせ、そこでの助言や指示に従って検査・治療を行ってください。

(2) 広島県内の相談窓口

新型コロナウイルス感染症の相談窓口をご確認ください。

広島県内では24時間対応の相談窓口が設置されています。以下の①のいずれかに該当する方は、必ず最寄りの相談窓口にご相談ください。
また、②に該当する方は、かかりつけ医(一般医療機関)を受診してください。なお、この場合はあらかじめ電話して受診することをお勧めします。
県民の皆さんは、引き続き、こまめな手洗いや咳エチケットなど、日常でできる感染症対策を徹底してください。

一人ひとりの対策が、県内全体での新型コロナウイルス感染症のまん延防止につながります。

1

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が**4日以上**続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様)
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

また、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が**2日程度**続く場合には、早めにご相談ください。

- 高齢者の方
- 透析を受けている方
- 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 妊婦の方
- 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方

2

①には該当しないが、発熱等の症状がある方

かかりつけ医(一般医療機関)を受診してください。
なお、この場合はあらかじめ受診予定の医療機関に電話してから受診することをお勧めします。

下記のご相談窓口にご相談することもできます。

ご相談窓口

保健所名等	管轄区域	連絡先 平日(8:30~17:00)
広島県西部保健所	大竹市、廿日市市	☎0829-32-1181
広島県西部保健所広島支所	安芸高田市、安芸郡、山県郡	☎082-228-2111
広島県西部保健所呉支所	江田島市	☎0823-22-5400
広島県西部東保健所	竹原市、東広島市、豊田郡	☎082-422-6911
広島県東部保健所	三原市、尾道市、世羅郡	☎0848-25-2011
広島県東部保健所福山支所	府中市、神石郡	☎084-921-1413
広島県北部保健所	三次市、庄原市	☎0824-63-5181
広島県感染症・疾病管理センター (広島県健康対策課)	上記全区域	☎082-513-2567

※上記施設について休日・夜間(17:00~8:30)は☎082-513-2567

保健所名等	管轄区域	連絡先 平日(8:30~17:00)
広島市中保健センター	広島市中区	☎082-504-2528
広島市東保健センター	広島市東区	☎082-568-7729
広島市南保健センター	広島市南区	☎082-250-4108
広島市西保健センター	広島市西区	☎082-294-6235
広島市安佐南保健センター	広島市安佐南区	☎082-831-4942
広島市安佐北保健センター	広島市安佐北区	☎082-819-0586
広島市安芸保健センター	広島市安芸区	☎082-821-2809
広島市佐伯保健センター	広島市佐伯区	☎082-943-9731
広島市健康推進課	上記広島市全区域	☎082-504-2622
※上記施設について休日・夜間(17:00~8:30)は☎082-241-4566		
呉市保健所	呉市	☎0823-25-3525 [休日・夜間(17:30~8:30)] ☎0823-22-5858
福山市保健所	福山市	☎084-928-1350 [休日・夜間(8:30~17:00)]

※ご相談の結果、必要に応じて県内18の医療機関に設置された帰国者・接触者外来をご紹介します。

※出典：ひろしま県民だより 令和2年4月号(第360号)

5. 濃厚接触者及び感染したときの対応

組織内に濃厚接触者や感染者が発生した場合には、保健所や医療機関の指示に従うことが原則ですが、流行が拡大している際は、保健所や医療機関からの具体的な指示が得られにくい状況が生じる可能性があるため、そのような場合は下記の手順で対応します。

(1) スタッフが濃厚接触者となった場合

□保健所が実施する積極的疫学調査により、スタッフが濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従い感染拡大防止の措置を講じます。一般的に、保健所からは14日間の健康観察が求められます。

□保健所の指示に加えて、組織が濃厚接触者に対して自宅待機などを命じる場合には、感染症法や労働基準法、労働安全衛生法、就業規則等に基づいて対応を行います。

□濃厚接触者と判断されるケースを下記の表に示します。

濃厚接触者と判断されるケース	
ケース1	スタッフAは4/6より発熱を認め、4/9に新型コロナウイルス感染症と診断された。 スタッフBは翌日4/7にスタッフAと二人きりで1時間の打ち合わせを行った。 その際の両者の距離は1.5m程度であった。 この場合、スタッフBは濃厚接触者として判断される可能性が高い。
ケース2	スタッフCは4/10勤務中に具合が悪くなり、スタッフDの付き添いで同日夕方医療機関を受診した。 翌日4/11に検査結果が出て、新型コロナウイルス感染症と診断され入院となった。 付き添いのスタッフDはマスクを着用していなかった。 この場合、スタッフDは濃厚接触者と判断される可能性が高い。

□事務所に出入りした人が感染した場合、その関係者と相談の上、濃厚接触者への注意喚起及び感染拡大防止を図るため、感染の事実を組織内及び業務関係者に周知します。

(2) スタッフが感染した場合

□感染が確認されたスタッフは、医療機関の指示に従い一定期間の入院治療が必要になります。

□退院時には他人への感染性は極めて低いものの、退院後に新型コロナウイルスが再度陽性となる場合があるので、退院後少なくとも4週間は一般的な衛生対策に加え健康観察が求められています。

□主治医から助言を受けた上で、退院後1週間程度は自宅療養を行い、体調を確認しながら復帰時期を調整します。復帰する際は、飛沫感染を予防するためのマスクを着用してください。

□復帰するスタッフに対して、「陰性証明や治癒証明」の提出は求めません。医療機関に「陰性証明や治癒証明」を求めると、診療に過剰な負担がかかり、医療機能が低下するおそれがあります。

□スタッフに対して自宅待機などを命じる場合には、感染症法や労働基準法、労働安全衛生法、就業規則等に基づいて対応を行います。

□保健所が実施する積極的疫学調査に協力し、濃厚接触者の検査や事務所の消毒等、保健所の指示に従い感染拡大防止の措置を講じます。

□感染者本人及び関係者と相談の上、濃厚接触者への注意喚起及び感染拡大防止を図るため、感染の事実を一般公開します。

6. 広島県内の状況をふまえた各業務の対応

(1) 業務全般

フェーズ	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
県内状況	県外で感染者が発生、感染発生を予防する段階。	県内で感染者が発生、感染の拡大を防止する段階。	県内に非常事態宣言が発出され、感染の蔓延を阻止する段階。	組織内及び業務関係者に感染者が発生、内外への感染拡大を阻止する段階。
業務全般	<p>【業務管理】 事務局長及びプロジェクトマネージャーは、本方針の内容を率先し、スタッフの理解・行動を促す。</p> <p>【働き方】 可能な範囲で通常業務を実施する。</p> <p>【関係先】 本方針を業務関係者に周知し、理解を促す。</p>	<p>【業務管理】 事務局長及びプロジェクトマネージャーは、スタッフと共に本方針の内容を徹底する。</p> <p>【働き方】 可能な範囲で時差出退勤や在宅勤務等を調整する。</p> <p>【関係先】 業務関係者に相談し、本方針を基にフェーズ毎の対応内容を検討する。</p>	<p>【業務管理】 事務局長及びプロジェクトマネージャーは、各業務をフォローし、業務の継続方法を検討する。</p> <p>【働き方】 原則、在宅勤務または自宅待機とする。</p> <p>【関係先】 業務関係者に相談し、業務の継続方法を検討する。</p>	<p>【業務管理】 事務局長及びプロジェクトマネージャーは、緊急対応を行い、業務の継続方法の可否を判断する。</p> <p>【働き方】 原則、休業とし、保健所等の対応に協力する。</p> <p>【関係先】 保健所等に相談しながら消毒等を行うと共に指示に従い、業務関係者に状況説明を周知する。</p>

(2) 職会館共同事務所、広島県民文化センター事務所・会議室

フェーズ	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
県内状況	県外で感染者が発生、感染発生を予防する段階。	県内で感染者が発生、感染の拡大を防止する段階。	県内に非常事態宣言が発出され、感染の蔓延を阻止する段階。	組織内及び業務関係者に感染者が発生、内外への感染拡大を阻止する段階。
職会館共同事務所	本方針について、入居団体及び広島市（市民活動推進課）に説明する。	不特定多数の来館を制限するなど、対応内容について広島市（市民活動推進課）と協議し、入居団体に周知する。	共同事務所を閉館するなど、業務の継続方法について広島市（市民活動推進課）と協議し、入居団体に周知する。	共同事務所を閉館し、保健所等に相談しながら消毒等を行うと共に、業務の継続可否について広島市（市民活動推進課）と協議し、入居団体に周知する。
広島県民文化センター事務所・会議室	本方針について、広島県立大学（ワーク・クライメイト・マネジメント課）に説明する。	事務所・会議室の使用を制限するなど、対応内容について広島県立大学（ワーク・クライメイト・マネジメント課）と協議する。	事務所・会議室を閉館するなど、業務の継続方法について広島県立大学（ワーク・クライメイト・マネジメント課）と協議する。	事務所・会議室を閉館し、保健所等に相談しながら消毒等を行うと共に、業務の継続可否について広島県立大学（市ワーク・クライメイト・マネジメント課）と協議する。

(3) 広島市子育てオープンスペース、環境省EPOちゅうごく

フェーズ	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
県内状況	県外で感染者が発生、感染発生を予防する段階。	県内で感染者が発生、感染の拡大を防止する段階。	県内に非常事態宣言が発出され、感染の蔓延を阻止する段階。	組織内及び業務関係者に感染者が発生、内外への感染拡大を阻止する段階。
広島市子育てオープンスペース	通常業務を継続し、利用者等に予防策を周知する。本方針について、広島市（子ども・家庭支援課）に説明する。	オープンスペースの利用を制限するなど、利用者等に周知する。対応内容や補助金の取扱い等について広島市（子ども・家庭支援課）と協議する。	オープンスペースを閉館し、業務の継続方法や補助金の取扱い等について広島市（子ども・家庭支援課）と協議する。	オープンスペースを閉館して、保健所等に相談しながら消毒について検討を行うと共に、業務の継続可否について広島市（子ども・家庭支援課）と協議する。
環境省EPOちゅうごく	通常業務を継続し、利用者等に予防策を周知する。本方針について、環境省（中国四国地方環境事務所）に説明する。	不特定多数の来館を制限するなど、対応内容について環境省（中国四国地方環境事務所）と協議する。	事務所を閉館するなど、業務の継続方法について環境省（中国四国地方環境事務所）と協議する。	事務所を閉館し、保健所等に相談しながら消毒等を行うと共に、業務の継続可否について環境省（中国四国地方環境事務所）と協議する。

7. 備 考

(1) 留意点

□本方針は、2020年4月16日（木）時点で確認し得た新型コロナウイルス感染症の流行状況や病原性情報、関係省庁の対応等を基に作成されたものであり、今後の状況等により本情報の内容を変更する必要がある場合があります。

□本方針で示された対策例等は、全ての状況に適したものであることを保証しておらず、実際の対策を限定・拘束するものではありません。実際の対策の選択にあたっては、新しい情報や個々の事案を十分に把握した上で対応する必要があります。

(2) 参考・出典情報

□新型コロナウイルス感染症について／厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

□新型コロナウイルス感染症に関する Q&A：一般の方向け Q&A（4月10日版）／厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_0001.html

□新型コロナウイルス感染症に関する Q&A：企業（労務）の方向け Q&A（4月10日版）／厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_0007.html

□3つ密を避けましょう！（啓発ポスター）／首相官邸、厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614802.pdf>

□新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（4月1日）／新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000617992.pdf>

□新型コロナウイルス感染症対策／内閣官房

<https://corona.go.jp/>

□新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（4月11日改正）／新型コロナウイルス感染症対策本部

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0411.pdf

□新型コロナウイルス感染症に関する情報／広島県

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/>

□「感染拡大警戒宣言」及び外出自粛要請の平日への拡大に関する知事コメント（4月13日）／広島県

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/386427.pdf>

□（NPO 法人のみなさまへ）新型コロナウイルス感染症対策について／広島県環境県民局県民活動課

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/npo/covit-19-npo.html>

□新型コロナウイルス感染症に関する情報／広島市

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/korona/>

□まちづくりボランティア活動・NPO 等に関すること／広島市市民局市民活動推進課

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/42/index.html>

□新型コロナウイルス情報－企業と個人に求められる対策（3月31日更新）／日本渡航医学会産業保健委員会、日本産業衛生学会 海外勤務健康管理研究会

<https://plaza.umin.ac.jp/jstah/index2.html>

<https://www.sanei.or.jp/?mode=view&cid=416>

□リスクマネジメント最前線（2020 NO.3）／東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

<https://plaza.umin.ac.jp/jstah/index2.html>

付 則

2020年2月21日 第1報施行

2020年2月27日 第2報改定

2020年4月16日 第3報改定

以上

特定非営利活動法人ひろしま NPO センター

作成責任者：松原裕樹

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀 3-1 幟会館 2 階

TEL : 082-511-3180 FAX : 0820511-3179